

2020年5月21日

株式会社ロゴガイド

代表取締役 穂田 誉輝

問合せ先： 経営管理本部 経営管理部 03-6368-1052

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社が運営するチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」において、食品スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター等、小売業界が取り扱う多様な商品に係る最新の特売情報等をリアルタイムでユーザーに提供しており、ユーザーからの信頼を基盤として企業価値が成り立っているものと考えております。このため、コーポレート・ガバナンスは、当社がユーザーからの信頼関係を維持していくために必要不可欠なものであると認識しております。

このような認識のもと、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくことを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--------|-----------|-------|
| 穂田 誉輝  | 6,796,000 | 96.53 |
| 沖本 裕一郎 | 244,000   | 3.47  |

|               |       |
|---------------|-------|
| 支配株主（親会社を除く）名 | 穂田 誉輝 |
|---------------|-------|

|           |   |
|-----------|---|
| 親会社名      | - |
| 親会社の上場取引所 | - |

補足説明

-

3. 企業属性

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 上場予定市場区分            | マザーズ    |
| 決算期                 | 3月      |
| 業種                  | 情報・通信業  |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満  |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満   |

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、現状では支配株主との取引を行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針であります。支配株主である穂田誉輝氏及び同氏の親族並びにその所有会社及びその子会社と取引を行う場合は、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性等の取引内容について審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

|                        |                                     |
|------------------------|-------------------------------------|
| 定款上の取締役の員数             | 9名（監査等委員である者を除く）<br>5名（監査等委員である取締役） |
| 定款上の取締役の任期             | 1年（監査等委員である者を除く）<br>2年（監査等委員である取締役） |
| 取締役会の議長                | 代表取締役                               |
| 取締役の人数                 | 9名                                  |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している                              |
| 社外取締役の人数               | 3名                                  |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名                                  |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性    | 会社との関係(※1) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |       | a          | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 橋岡 宏成 | 弁護士   |            |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |
| 熊坂 賢次 | 学者    |            |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 吉澤 航  | 公認会計士 |            |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明   | 選任の理由   |
|-------|------|--|---|
| 橋岡 宏成 | ○    | 当社役員就任以前に、同氏がパートナー弁護士を務めるヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所と顧問契約が発生していましたが、取引金額は僅少であり、2018年6月で当該契約を解除しております。 | 弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験を有しており、また、他社での社外取締役及び社外監査役としてガバナンス整備に携わってきたことから、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。 |
| 熊坂 賢次 | ○    | -  | ネットワーク社会論及びネットワーク調査法の研究者としての専門的な見地に加え、有識者としての知見を有しており、当社の経営に対して適切な監督、助言を  |

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
|      |   |   | いただけるものと判断いたしました。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。   |
| 吉澤 航 | ○ | - | 公認会計士としての高度な専門知識有しており、また、他社での社外取締役及び社外監査役としてガバナンス整備に携わってきたことから、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

|        | 全委員<br>(名) | 常勤委員<br>(名) | 社内取締役<br>(名) | 社外取締役<br>(名) | 委員長<br>(議長) |
|--------|------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 監査等委員会 | 4          | 1           | 1            | 3            | 社内取締役       |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし |
|----------------------------|----|

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役会において決議した内部統制基本方針において、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、その他取締役及び使用人の指揮命令は受けない旨を定めております。また、同方針において、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会または監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得る旨を定めています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務執行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っています。

また、監査等委員会は内部監査担当者より監査計画、職務執行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っています。

さらに、会計監査人から経営者に対して実施される年度決算に係る監査結果及び四半期決算に係るレビ

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

ユ-結果に関する報告会に監査等委員及び内部監査担当者が同席する等、三者間で情報共有及び意見交換を行う機会を設けております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

| 委員会の名称     |             |              | 報酬委員会        |              |            |             |
|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|------------|-------------|
| 全委員<br>(名) | 常勤委員<br>(名) | 社内取締役<br>(名) | 社外取締役<br>(名) | 社内有識者<br>(名) | その他<br>(名) | 委員長<br>(議長) |
| 4          | 0           | 1            | 3            | 0            | 0          | 社内取締役       |

補足説明

監査等委員でない取締役の報酬を決定する際には、報酬委員会について諮問しなければならない旨を報酬委員会規程において定めております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 3名

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、社外協力者

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員及び社外協力者に対し、有償新株予約権を付与しております。

### 【取締役報酬関係】

開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、取締役の個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。取締役（監査等委員でない者）の報酬は、監査等委員会の意見を踏まえ、職務の内容、実績・成果等を勘案し、個別の報酬内訳に関しては報酬委員会の諮問を経て決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は他の取締役への情報伝達と同様に役員会事務局が担当しており、また、監査等委員としての活動に対しては、常勤監査等委員がサポートする体制をとっております。取締役会の資料は各取締役が随時閲覧できるよう共有しており、社外取締役においても十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり、現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

(i) 経営監督機能

(a) 取締役会・役員体制

取締役会は、9名の取締役により構成され、うち3名は社外取締役となっております。社外取締役には弁護士1名及び公認会計士1名を含んでおります。

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営方針等に関する意思決定及び経営に関する重要事項の審議・決定を行っております。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役3名を含む4名の監査等委員で構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

監査等委員の互選により常勤の監査等委員1名を選定しております。

監査等委員会は、経営執行を常時監視し、法令遵守、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用、取締役の職務執行の適法性等を監査いたします。

また監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と定期及び随時に情報交換を行い、コンプライアンスやリスク管理に関して緊密に連携しております。

(ii) 業務執行機能

(a) 業務執行取締役

当社は5名の業務執行取締役の中から代表取締役1名を選定しております。代表取締役は業務執行の最高責任者として当社を代表して業務を執行しております。また各業務執行取締役は、取締役会に対し、業務執行の状況及び月次決算の状況について毎月1回報告及び説明をしております。業務執行取締役は

代表取締役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

(b) 経営会議

経営会議は、全業務執行取締役により構成され、原則として週に1回定期開催し、取締役会から委任を受けた経営に関する重要事項の審議・決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築することを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、当社では、経営の監督機能の充実と執行機能の効率化・機動化を両立するため、会社法に基づく機関設計に加えて、取締役会から委任を受けた経営に関する重要事項の審議、決定並びに意思決定を行う機関として経営会議を設置しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

|  | 補足説明                                 |
|--|--------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 株主の皆様にご検討いただけるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めます。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 多くの株主様にご参加いただける日程、会場を決定するよう努めます。     |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 今後検討すべき事項として考えております。                 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項として考えております。                 |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 今後検討すべき事項として考えております。                 |

2. IRに関する活動状況

|  | 補足説明 | 代表者自身による |
|--|------|----------|
|  |      |          |

|                         |  | 説明の有無 |
|-------------------------|--|-------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社ホームページにて公表することを検討しております。                                     |       |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 今後検討すべき事項として考えております。   | あり    |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施 | アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催し、業績や経営方針を説明することを検討しております。                 | あり    |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 今後検討すべき事項として考えております。   | あり    |
| IR 資料をホームページ掲載          | 決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページに掲載することを検討しております。 |       |
| IR に関する部署(担当者)の設置       | 経営管理部にて担当しております。   |       |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明   |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 幅広い関心を持つステークホルダーの期待に応えられるよう、社内規程において、法令、社内規程及び契約のみならず、社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理を遵守するよう役員及び従業員に対して義務付けております。 |
| 環境保全活動、CSR 活動等の実施            | 今後検討すべき事項として考えております。   |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 会社情報を適時・適切に提供することは上場会社の重要な責務であると捉えており、関連法令及び諸規則に則った情報開示を行うとともに、当社ホームページにおいてステークホルダーに対する積極的な情報開示を行って参ります。       |

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムにかかる基本方針を、取締役会において以下の通り決議しております。



### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社の企業価値であると認識しております。そこで、以下の方法により社会からの信頼に応えうる当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）に関するコンプライアンス体制を整備します。

- (1) 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- (2) 当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。
- (3) 代表取締役は、内部監査担当者を任命し、定期的に内部監査を実施した上で、当該内部監査の結果に応じて、適切な対策または改善を図ります。
- (4) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査します。また、監査等委員会は、内部監査担当者に対して、監査機能上の指揮命令を行うものとし、内部監査結果報告を受けるとともに、内部監査実施に関する指示及び以下に掲げる内部監査部門に関する事項につき承認をします。
  1. 内部監査規程の改廃
  2. 内部監査方針及び内部監査計画の策定及び変更
  3. 内部監査部門長の選解任、評価及び報酬
  4. その他内部監査活動について監査等委員会が重要と判断する事項
- (5) 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。
- (6) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- (7) 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、反社会的勢力対応規程を定めると共に、取引先については当該規程に基づき反社会的勢力に該当しないことの確認を行います。
- (8) 当社は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づいて設置したリスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進を行います。

### 2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、定款及び取締役会規程に基づいて取締役会を開催及び運営するとともに、経営会議規程に基づいて経営会議を開催及び運営します。
- (2) 各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重

要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき意思決定を行うこととします。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、文書管理規程等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
- (2) 当社は、個人情報管理規程に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。
- (3) 当社の企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
- (4) 監査等委員会及び内部監査担当者は、リスク管理体制の実効性について監査します。
- (5) 当社は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づいて設置したリスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理の推進を行います。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会が求めた場合には、内部監査部門の長または監査等委員会が選任した者を、監査等委員会の業務を補助すべき使用人として任命します。なお、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、その他の取締役及び使用人の指揮命令は受けないものとします。また、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会または監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得ることとします。

6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員に定期的に報告を行うほか、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会に出席して、執行状況を報告することとします。業務執行取締役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査等委員会に当該事実を報告するものとします。
- (2) 取締役及び使用人が、当社における組織的または個人的な法令等に違反する行為もしくはそのおそれのある行為または当社が定める各種内部規程に違反する行為若しくはそのおそれのある行為を認識したときの内部通報窓口の一つとして、内部通報規程において監査等委員会を指定いたします。
- (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを

理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に定めるなどして、当社の役員及び使用人に周知徹底します。

7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- (2) 監査等委員会は、内部監査計画について承認するとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査等委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。
- (3) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。
- (4) 当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、相手方が反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点又は反社会的勢力である疑いが生じた時点で可能な限り速やかに関係を解消する方針を基本的な考え方としており、その旨を反社会的勢力対応規程において定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規程の整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、この遵守を役員及び従業員に対して徹底することにより、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(2) 対応統括部署

当社は、経営管理部を反社会的勢力対応の統括部署と定めるとともに、同部を管掌する取締役を統括責任者と定めております。

(3) 反社会的勢力排除の対応方法

当社と関係を持つ前に反社会的勢力であることを探知できるよう、新規取引先及び新たに雇い入れる従業員については、事前に日経テレコン及びインターネット検索等を利用して、反社会的勢力との関係を示すような情報がないか確認を行っております。また、既存の取引先等において、反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合は、速やかに取引関係等を解消

する体制を採っております。

(4) 研修の実施

当社の役員及び従業員の全員に対し、反社会的勢力排除の必要性及び対応方法についての研修を実施しております。

(5) 外部専門機関との連携

顧問弁護士、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）などの外部専門機関と連携し、効果的に反社会的勢力対応を行える体制を採っております。

V. その他

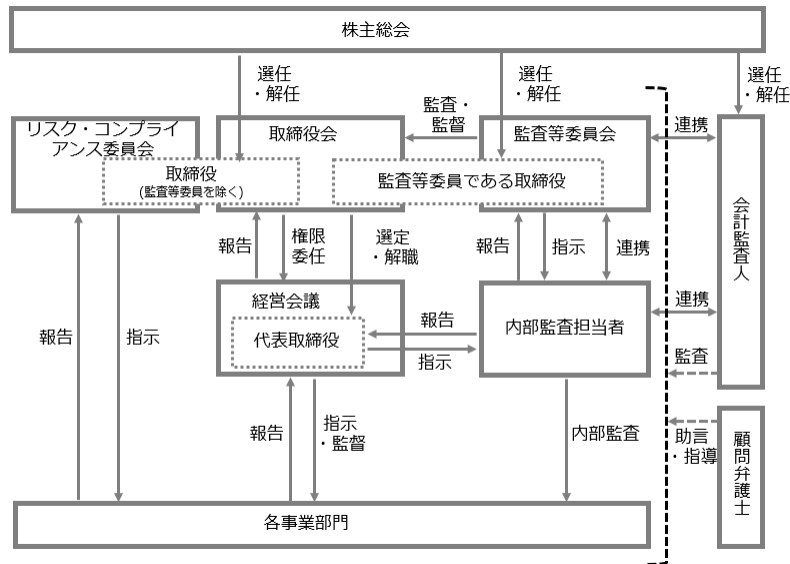
1. 買収防衛策導入の有無

|         |    |
|---------|----|
| 買収防衛策導入 | なし |
|---------|----|

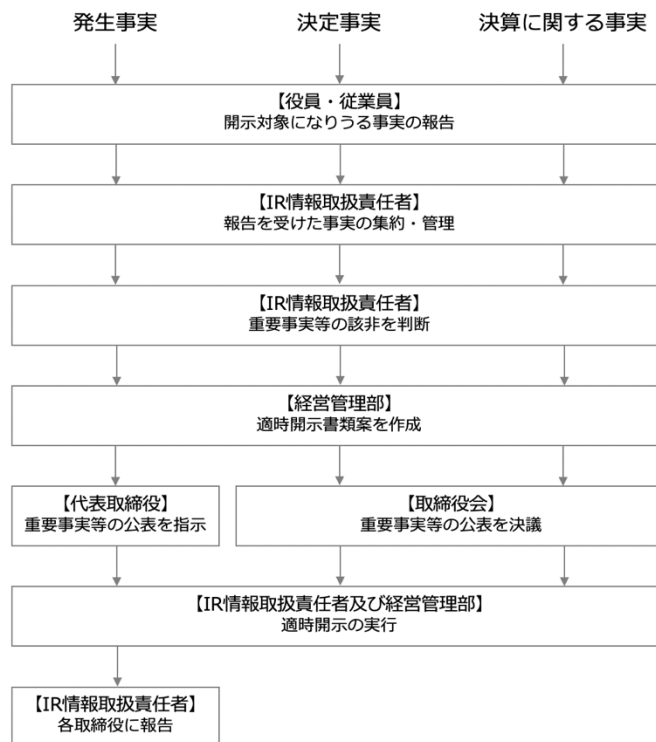
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

|   |
|---|
| - |
|---|

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上